

本市の工業振興施策について

1. 新型コロナウイルス感染症に係る対策

新型コロナウイルスの影響が経済・社会全体に及ぶ中、企業の事業活動を後押しするため、製造・物流業を営む企業が、用地を取得して事業所を立地する際の補助要件の一部を緩和します。

(1) 用地取得に係る補助金の制度概要

制度名	工業振興条例	物流施設立地促進事業補助金交付要綱
対象者	製造業、新聞業、出版業	道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、港湾運送業
補助率 (限度額)	用地取得費の20%（1億円） ※市外企業が指定地区に進出する場合は 30%（5億円）	用地取得費の20%（1億円） ※市外企業が指定地区に進出する場合は 30%（5億円）
要件 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得面積1,500㎡以上かつ工場建築面積が用地取得面積の20%以上であること ・<u>用地取得後3年以内に操業を開始すること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得面積3,000㎡以上かつ施設建築面積が用地取得面積の20%以上であること ・<u>用地取得後3年以内に操業を開始すること</u>
緩和	↓	↓
	<u>用地取得後5年以内に操業を開始すること</u>	<u>用地取得後5年以内に操業を開始すること</u>

(2) 緩和内容

用地取得後の操業開始期限を「3年以内」から「5年以内」に延長

【用地取得済企業】 コロナの影響等による設備投資計画の見直し(遅れ)に対応

【今後取得予定企業】 操業開始期限に時間的余裕を持たせることで、より確実な立地を促進

2. 新たな工業用地確保に向けた取組の進捗

平成29年より取り組んできました新たな工業用地確保について、令和2年6月1日に開催された第146回新潟市都市計画審議会において、8地区の市街化区域への編入などの議案が全員一致で可決されました。

今後、各種法定手続きを経て、7月中旬頃に都市計画決定の告示などを行い、順次工業用地の造成、企業立地につなげていきます。